

§ 4 男 女 共 同 参 画

1 男女共同参画に関する施策の概要

国では、男女共同参画社会の実現をめざし、総合的、計画的に男女平等政策を進めていくための基本となる法律、「男女共同参画社会基本法」を平成11年6月23日から施行し、「男女共同参画基本計画」を平成12年12月に策定しました。

函館市では、平成10年に「～男女共同参画社会をめざす～はこだてプラン21」を策定、また平成17年には、「函館市男女共同参画推進条例」を制定し、誰もが男女平等を実感できる社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

これにより市民意識も少しずつ変化してきましたが、固定的性別役割分担意識やこれを反映した社会慣行などは依然として残っており、さらに今後は少子高齢化の進行や家族形態・労働環境の変化など、新たな状況への対応も求められています。

このようなことから、引き続き男女共同参画を推進するため、平成20年には条例の基本理念を踏まえた第2次函館市男女共同参画基本計画「はこだて輝きプラン」を、平成30年3月には、それに次ぐ第3次基本計画を策定し、令和5年3月には、社会情勢の変化や計画の推進状況を踏まえ中間見直しを行いました。

条例の基本理念である「男女の人権の尊重」、「社会における制度または慣行についての配慮」、「政策等の立案決定への共同参画」、「家庭生活とその他の活動の両立」、「性に関する理解と尊重」、「国際社会の動向への留意」を踏まえ、施策を推進するため、講座の開催など各種啓発活動を含め、男女共同参画に関する事業を行っています。

また、本市の人口減少の主な要因のひとつに「若年層をはじめとする転出超過」が挙げられますが、近年では特に20～29歳の女性の市外への転出超過が拡大傾向にあり、若年層の女性の減少が少子化の進行に一層拍車をかけていると考えられます。

若者が本市を離れる要因を分析し、選ばれるまちになるための対策を講じることが重要であることから、職場や地域、学校、家庭などあらゆる場面において、全ての人が性別にかかわらず個人として尊重され、その特性や能力を生かして活躍することができるよう、あらゆる分野におけるジェンダーギャップの解消をめざします。

(1) 函館市男女共同参画推進条例の制定（平成17年3月25日）

男女共同参画の基本理念等を明らかにし、市・市民・事業者が一体となって男女共同参画社会の実現をめざします。

(2) 男女共同参画審議会（平成17年度～）

男女共同参画の推進について、市長の諮問に応じ、調査審議することにより男女共同参画の実現に向けて、良識的かつ専門性の高い意見を徴します。

ア 組織および委員

- ・委員数 12人以内
- ・構成 (ア) 学識経験者
 - (イ) 男女共同参画関係団体からの推薦者
 - (ウ) 企業経営者
 - (エ) 関係行政機関
 - (オ) 公募委員

イ 委員名簿

(令和8年6月末日現在)

区 分	氏 名	所属団体または職業
学識経験者	石 川 朋 実	函館市小学校長会
	塗 政 江	行政相談委員（男女共同参画担当）
	荒 木 知 恵	函館弁護士会
	木 村 育 恵	北海道教育大学教育学部函館校
	齊 藤 賢 一	北海道高等学校長協会道南支部
男女共同参画関係 団体からの推薦者	海原 佳奈子	連合北海道 函館地区連合会
	佐々木 香	函館市女性会議
企業経営者	永 井 貴 雄	(公社)函館法人会 青年部会
	服 部 誠	函館商工会議所
関係行政機関	大 宮 久 俊	北海道渡島総合振興局
公募委員	泉 花 奈	-
	藺 諸 栄	-

(敬称略)

(3) 男女共同参画苦情処理制度（平成17年度～）

男女共同参画の推進の観点から、市が実施する施策等についての苦情の申し出とともに、性差別など人権の侵害に係る相談を第三者が受け止め、解決へ向けて適切に対応することにより、男女共同参画社会の実現を目指します。

(4) 男女共同参画基本計画に位置づけられる主な事業の概要

ア 啓発事業

(7) はこだて男女共同参画フォーラム（平成元年度～）

毎年、市内の団体が参加し、男女共同参画社会の実現をめざし、市民意識の高揚を目的に講演会などを行います。

令和7年度

講師：瀬地山 角氏（東京大学大学院教授）

テーマ：「笑って考えよう！家庭のこと・仕事のこと・未来のこと
～男性の家事が社会を救う～」

(イ) 男女共同参画情報誌「マイセルフ」の発行（平成12年度～）

市民各層に男女共同参画の意識づくりを進めるため、市民のニーズに沿った情報誌を発行します。

（令和7年度 Vol. 74・75 各4,600部発行）

※ 昭和47年度～「はこだての婦人」発行

※ 平成24年度から女性センター指定管理者に業務委託

(ウ) 男女共同参画啓発誌の発行（平成13年度～）

男女共同参画の意識づくりについては、若年層から裾野を広げていくことが、より効果的であることから、小中学生向け啓発誌を作成します。

（令和7年度 PDFデータにて配信）

(エ) ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業の実施（平成30年度～）

男女共同参画社会の形成に必要なワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業や高等教育機関等にアドバイザーを派遣します。

令和7年度実施回数

高等教育機関等2校3回

(オ) 性的少数者への理解の促進（平成30年度～）

LGBT等性的少数者が、ありのまま生きられるよう、偏見のない地域社会の実現を目指し、啓発誌の作成により市民への啓発に努めています。

令和7年度発行部数

性的少数者への理解促進に向けたパンフレット 3,000部

(カ) LGBTフレンドリー企業推進アドバイザー派遣事業の実施（令和3年度～）

企業における性の多様性を尊重した取組みを推進するため、事業所や団体等にアドバイザーを派遣します。

令和7年度実施回数

企業等 3社3回

(※) 性の多様性理解促進等事業の実施（令和4年度～）

「性の多様性に関する映画上映会&講演会」

性の多様性に関する市民理解の促進を図るため、LGBT等性的少数者をテーマとした映画の上映会とLGBT当事者の方の講演会を実施します。

上映映画 「虹色の朝が来るまで」

講演会 柳谷 由美 氏

（さっぽろレインボープライド実行委員会委員長）

テーマ：「自分らしく生きることについて」

「市職員向け性の多様性研修」

市職員が、性の多様性について正しい知識を持ち、理解を深めることにより、市民に適切に対応するとともに、LGBT等性的少数者に対するハラスメント等のない職場環境づくりを推進するため職員研修を実施します。

令和7年度 講師 竹原 恭氏

（ささき社労士事務所、LGBTフレンドリー企業推進アドバイザー）

イ 政策や方針決定過程への女性の登用促進

女性人材リストの作成（平成25年度～）

政策・方針決定過程への女性の参画を推進し、あらゆる分野への女性の活躍の場を拡げるため、様々な分野にわたる人材を「女性人材リスト」に登録し、庁内各部局へ女性人材の情報提供を行っています。

(5) ジェンダーギャップ解消関係事業（令和7年度～）

女性が自らの個性や能力を充分に発揮できる社会を構築することで、まちの活力を生み出すため、職場や地域、家庭等のあらゆる場面における、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、市長をリーダーとする部局横断のプロジェクトを立ち上げ、詳細な現状分析や課題の抽出のほか、さまざまな声を聞くためのワークショップの開催、啓発セミナーの開催などを実施するとともに、市としての戦略を策定し取組みを進めます。

ア ジェンダーギャップ解消プロジェクトの発足（令和7年5月）

市を挙げてジェンダーギャップの解消に向けた取組みを進めるため、市長をリーダーとする9部局で構成する部局横断チームを発足しました。

イ ジェンダー平等推進アドバイザーの設置（令和7年7月）

ジェンダーギャップに関する深い知識や経験を有する専門家として、アドバイザーを設置しました。

アドバイザー：塚原 月子 氏

株式会社カレイディスト代表取締役社長兼CEO

G20 EMPOWER日本共同代表

函館市政策アドバイザー

ウ 取組内容

(ア) プロジェクトキックオフイベント企業向けセミナーの開催

ジェンダー平等推進アドバイザーを講師とした企業向けセミナーを実施しました。

- ・会 場：プレミアムホテル-CABINPRESIDENT-函館
- ・講 師：ジェンダー平等推進アドバイザー 塚原 月子 氏
- ・参加者：105名

(イ) 学生向けワークショップの開催

若者目線での職場や家庭環境、地域社会の理想像などが提案されました。

- ・会 場：函館コミュニティプラザ Gスクエア
- ・参加者：11名（高等教育機関の学生9名・高校生2名）

(ウ) 企業向けセミナー・意見交換会の開催

講師およびファシリテーターを塚原氏が務め、異業種で構成する6つのグループで、それぞれ現状・課題を分析し、解決策などが提案されました。

- ・会 場：サン・リフレ函館
- ・講師・ファシリテーター：ジェンダー平等推進アドバイザー 塚原 月子 氏
- ・参加者：26名

(エ) 働く女性向け意見交換会の開催

働く女性などの生の声を聞くために、働き続ける上での課題や、理想とする職場環境のほか、働く女性を後押しする好事例について意見交換が行われました。

- ・会 場：サン・リフレ函館
- ・参加者：26名

(6) 函館市パートナーシップ宣誓制度（令和4年度～）

性の多様性への理解が進み、市民一人ひとりが互いの個性や多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるまちとなることを目指し、制度を導入しています。

令和7年度宣誓実績 1組（通算 16組）

(7) 女性つながりサポート事業（令和3年度～）

様々な不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することを目的として、当該女性への相談支援や居場所の提供に併せて生理用品の提供を行います。

(8) 女性団体への運営補助

函館市女性会議補助金（昭和61年度～）

函館市の女性団体が連絡協調し、女性団体活動を推進し、女性の地位向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を目指した本市のまちづくりに貢献することを目的として、補助金を交付しています。

（令和7年度 補助金200,000円）

(9) 函館市女性センターにおける施策の推進

女性の福祉の増進と教養の向上を図り、および男女共同参画社会の形成の促進をめざして、学習講座や教養講座などを開催するとともにセンターを利用しているグループの育成支援に努めます。

- ・平成18年度から指定管理者制度導入

- （平成18年度～20年度 函館家庭生活カウンセラークラブ）

- （平成21年度～23年度 にっぽん生活文化楽会）

- （平成24年度～28年度 にっぽん生活文化楽会）

- （平成29年度～令和3年度 にっぽん生活文化楽会）

- （令和4年度～8年度 にっぽん生活文化楽会）

